○厚生労働省令第十三号

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十六号）の一部の施行に伴い、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月十四日

厚生労働大臣　根本　匠

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（報告）	（報告）
第四十三条　法第八十二条第一項の規定による報告の徴収及び同条第二項の規定による報告の命令は、文書によつて行うものとする。	**第四十三条**　法第八十二条第一項の規定による報告の命令は、文書によつて行うものとする。
（立入検査のための身分証明書）	（立入検査のための身分証明書）
第四十四条　法第八十二条第三項の証明書は、厚生労働大臣の定める様式によるものとする。	**第四十四条**　法第八十二条第二項の証明書は、厚生労働大臣の定める様式によるものとする。
（権限の委任）	（権限の委任）
第四十六条　法第三十九条（法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十条に規定する厚生労働大臣の権限のうち、市町村及び第四条の十四に規定する特別地方公共団体（以下この項において「市町村等」という。）の任命権者に係るもの、法第四十二条に規定する厚生労働大臣の権限並びに法第四十二条の認定に係るもの及び法第四十二条の認定に係るものは、都道府県労働局長に委任する。	**第四十六条**　法第三十九条（法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十条に規定する厚生労働大臣の権限のうち、市町村及び第四条の十四に規定する特別地方公共団体の任命権者に係るもの並びに法第四十二条に規定する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。
2　法第三十六条の六、第四十四条第一項及び第四項（法第四十五条第三項及び第四十五条の二第七項において準用する場合を含む。）、第四十五条第一項、第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第七項、第四十六条第一項、第五項（法第四十八条第七項において準用する場合を含む。）及び第六項並びに第四十八条第五項に規定する厚生労働大臣の権限並びに法第八十二条第二項に規定する厚生労働大臣の権限のうち法第二章の二に係るものは、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。	2　法第三十六条の六、第四十四条第一項及び第四項（第四十五条第三項及び第四十五条の二第七項において準用する場合を含む。）、第四十五条第一項、第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第七項、第四十六条第一項、第五項（法第四十八条第七項において準用する場合を含む。）及び第六項並びに第四十八条第五項に規定する厚生労働大臣の権限並びに法第八十二条第一項に規定する厚生労働大臣の権限のうち法第二章の二に係るものは、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。
3　法第七十四条の三第十六項及び第十七項の厚生労働大臣の権限、同条第十八項の厚生労働大臣の権限のうち在宅就業障害者に係る業務の全部又は一部の停止に係るもの並びに法第八十二条第二項に規定する厚生労働大臣の権限のうち法第三章第四節に係るものは、在宅就業支援団体の住所地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。	3　法第七十四条の三第十六項及び第十七項の厚生労働大臣の権限、同条第十八項の厚生労働大臣の権限のうち在宅就業障害者に係る業務の全部又は一部の停止に係るもの並びに法第八十二条第一項に規定する厚生労働大臣の権限のうち法第三章第五節に係るものは、在宅就業支援団体の住所地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。
4　第二項の規定により都道府県労働局長に委任された権限（法第八十二条第二項に規定する厚生労働大臣の権限のうち法第二章の二に係るものを除く。）は、管轄公共職業安定所の長に委任する。ただし、法第三十六条の六に規定する権限は、都道府県労働局長が自らその権限を行うことを妨げない。	4　第二項の規定により都道府県労働局長に委任された権限（法第八十二条第一項に規定する厚生労働大臣の権限のうち法第二章の二に係るものを除く。）は、管轄公共職業安定所の長に委任する。ただし、法第三十六条の六に掲げる権限は、都道府県労働局長が自らその権限を行うことを妨げない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第十四号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第二十七号）の一部の施行に伴い、並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第八項、第三十四条の四第一項及び第四十九条の規定に基づき、児童福祉法施行規則及び民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月十四日

厚生労働大臣　根本　匠

児童福祉法施行規則及び民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条の三十一　法第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者は、法第三十四条の二十第一項各号に規定する者並びに精神の機能の障害により養育者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のいずれにも該当しない者であつて、次の各号に規定する者のいずれかに該当するものとする。	**第一条の三十一**　法第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者は、法第三十四条の二十第一項各号に規定する者のいずれにも該当しない者であつて、次の各号に規定する者のいずれかに該当する者とする。
一　（略）	一　（略）